

不動産事業者・
大家さんのための

居住支援ガイドブックなごや

住宅確保要配慮者の入居支援情報

2025年2月発行



名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会

ま え が き

名古屋市における65歳以上の高齢者人口の比率は、平成12年の15.8%から、令和5年には25.5%に増加しており、今後も増加が見込まれます。また、障害のある方が施設や病院から地域の中で生活ができるよう「地域移行」の取組が進められるとともに、就労・就学などのために滞在する外国人が増加傾向にあるなど、賃貸住宅経営において、住宅確保要配慮者^(注1)の入居に関わる機会が増えています。

一方で、家賃滞納や孤独死等の心配から、住宅確保要配慮者の受入れに対して不安を感じる大家さんや不動産事業者さんも少なくありません。

こうした中で、平成29年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(住宅セーフティネット法)の改正法が施行されたことを受けて、名古屋市では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への受入れが進むよう、行政や不動産関係団体、居住支援に関わる団体などが連携して居住支援に取り組むため、平成30年5月に「名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会」^(注2)が設立されました。

このたび、同協議会の活動による取り組みの一つとして、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や居住の安定の確保に向け、大家さんや不動産事業者の皆様のご理解を深めていただくとともにご不安の軽減が少しでも図られるよう、住宅確保要配慮者に対する支援制度や相談窓口の情報、受入れにあたっての対応などをまとめた「居住支援ガイドブックなごや」を作成しました。

大家さんをはじめ、仲介事業者の皆様、管理事業者の皆様などによる住宅確保要配慮者への住宅提供の取組に、是非ご活用ください。

注1 住宅確保要配慮者とは、低額所得者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、被災者、その他住宅の確保に特に配慮を要する方で、住宅を自力で確保することが難しい方やその確保に支援が必要な方々です。

注2 住宅確保要配慮者居住支援協議会とは、法律では、「住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため」組織することができることとされています。

名古屋市では、不動産関係団体や居住支援団体などと連携して「名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会」を設置し、住宅確保要配慮者及び大家さん等への情報の提供、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅の円滑な入居の促進等の取組を進めています。

名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会 構成団体

区 分	団 体 名
不動産関係団体	公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会
	公益社団法人 全日本不動産協会愛知県本部
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会東海ブロック
居住支援団体等	公益社団法人 愛知共同住宅協会
	名古屋市内いきいき支援センター
	公益財団法人 名古屋国際センター
	名古屋市内仕事・暮らし自立サポートセンター
公的住宅機関	名古屋住宅供給公社
	独立行政法人 都市再生機構中部支社
	独立行政法人 住宅金融支援機構東海支店
行政機関	法務省名古屋保護観察所 法務省名古屋矯正管区
名古屋市	スポーツ市民局、観光文化交流局、健康福祉局、子ども青少年局、住宅都市局 計16課

【事務局】名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課 TEL:052-972-2772

も く じ

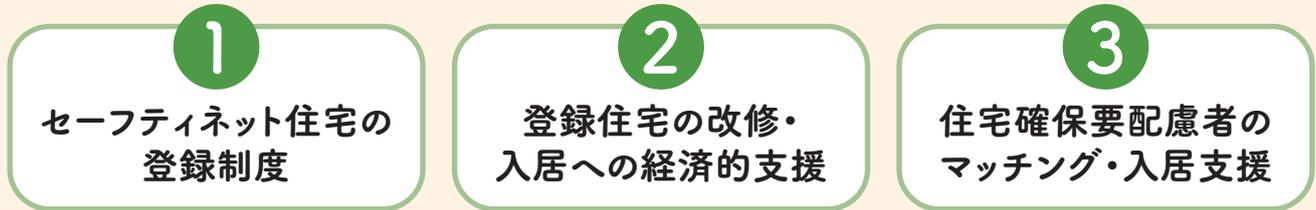
住宅セーフティネット制度のご紹介	3
住まいサポートなごや(名古屋市居住支援コーディネート事業)	5
住宅確保要配慮者に関する主な相談窓口	7
孤立死・残置物に係る「包括的損害保険」(大家さん向けの損害保険)	9
居室内での転倒などの事故が心配(バリアフリー化が必要)	11
家賃の支払いに関する心配	13
入居者の日頃と違う様子が心配	15
入居者の安否が心配	17
もし、入居者が死亡してしまったら(入居者死亡時の主な対応フロー)	21
外国人の受入れには不安	23
ひとり親家庭の受入れには不安	24
各区役所・支所の問合せ先	25
高齢者福祉	25
障害者福祉	25
精神保健福祉・難病等に関する相談	26
生活保護	26
子ども・子育て(ひとり親家庭の福祉に関する相談)	27
子育て(妊娠・出産・子育てに関する各種の相談)	27
環境事業所(なごやか収集)	27
いきいき支援センター(地域包括支援センター)	28
障害者基幹相談支援センター	29
仕事・暮らし自立サポートセンター	30
母子・父子福祉センター(ひとり親家庭等の生活全般にわたる各種相談)	30
児童相談所	30
障害者・高齢者権利擁護センター	30
名古屋市成年後見あんしんセンター	30
愛知県弁護士会名古屋法律相談センター	30
住宅確保要配慮者居住支援法人	31



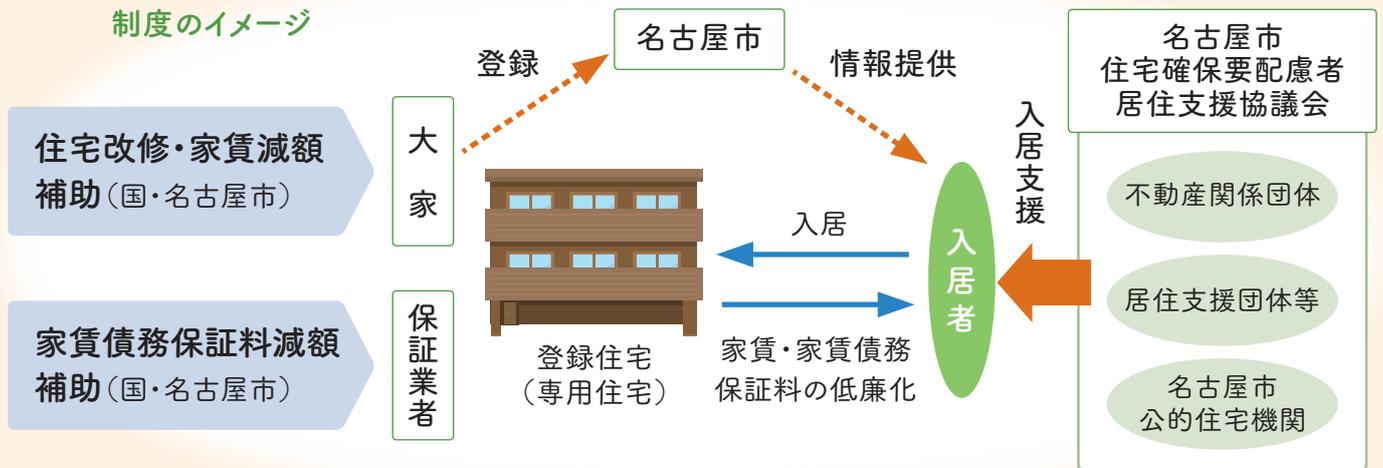
住宅セーフティネット制度のご紹介

住宅の確保にお困りの高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯などの方々と、賃貸住宅の空き家・空き室をお持ちの大家さんをつなぐ制度です。

制度の概要 … 制度は3つの柱から構成されています。



制度のイメージ



1 セーフティネット住宅の登録制度

大家さんが住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録を行う仕組みです。

主な登録要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 住戸の床面積は原則として25㎡以上 (2022年3月23日以前に工事完了した住宅で、鉄道駅から概ね800m以内にある場合又はバリアフリーに配慮した場合は、床面積が18㎡以上) ● 住宅設備を有すること(台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室) ● 耐震性を有すること ● 建築基準法、消防法に反しないこと
入居対象者	住宅確保要配慮者及び一般の方
家賃	近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないものであること

登録をお考えの場合には、登録方法などの詳細は名古屋市住宅都市局住宅企画課(TEL:052-972-2772)にお問い合わせください。

セーフティネット住宅 名古屋市 登録方法

▶ 名古屋市公式ウェブサイト

名古屋市トップページ > 事業向け情報 > 都市計画・建築 > 住宅に関する事業・制度のお知らせ > 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)登録制度
<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000098536.html>



登録された住宅の情報は、
専用ホームページで広く提供

国土交通省専用ホームページ「セーフティネット住宅情報提供システム」
<https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>



2 登録住宅の改修・入居への経済的支援

セーフティネット住宅の登録の促進を図るため、名古屋市では、大家さん等に対する経済的支援として、登録住宅の改修や家賃等低廉化に係る補助制度を実施しています（補助の有無は、住宅ごとに異なります）。

住宅 改修費補助	補助対象者	セーフティネット住宅の登録事業者（大家さん等）
	補助対象工事	バリアフリー改修、共同居住用住居への用途変更、間取り変更工事など
	補助率・補助限度額	2/3・100万円/戸 ※工事内容によっては、200万円～400万円/戸
	入居対象者	世帯月収38.7万円以下の住宅確保要配慮者及びその同居親族
	その他の主な要件	住宅確保要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上

家賃減額 補助	補助対象者	セーフティネット住宅の登録事業者（大家さん等）
	補助限度額	4万円/戸・月（ただし、一定の入居者負担を設定）
	入居対象者	世帯月収15.8万円以下の住宅確保要配慮者及びその同居親族
	その他の主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理を開始してから原則10年以内 ● 同一世帯について、3年を超えて補助を行う場合には、審査あり

家賃債務 保証料 減額補助	補助対象者	登録家賃債務保証会社及び家賃債務保証を行う居住支援法人
	補助限度額	6万円/戸・年（ただし、入居時の家賃債務保証料の2分の1）
	入居対象者	世帯月収15.8万円以下の住宅確保要配慮者及びその同居親族

※補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅のうち、子育て世帯専用住戸については、入居対象者の所得要件が緩和されます。子育て世帯専用住戸の条件、補助事業の募集時期及び手続などの詳細については、名古屋市住宅都市局住宅企画課（TEL:052-972-2772）にお問い合わせください。

※住宅の改修については、補助以外に住宅金融支援機構による融資制度があります（関連 P.12参照）。

3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

(1) 住宅確保要配慮者居住支援協議会の設置

名古屋市では、不動産関係団体や居住支援団体などと連携して、「名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会」を設置し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等に向けて、居住支援の活動に取り組んでいます。

(2) 住宅確保要配慮者居住支援法人の活動

愛知県から指定を受けたNPO法人や社会福祉法人などの民間団体が、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談や見守りなどの生活支援に取り組んでいます。



お問い合わせ先は、住宅確保要配慮者居住支援法人（名古屋市内を支援業務区域とする法人）
（連絡先一覧 P.31～34）

愛知県 指定 居住支援法人

▶ 愛知県公式Webサイト



愛知県トップページ > 組織からさがす > 本庁機関の組織表（各局・行政委員会等） > 建築局 > 住宅計画課 > 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/0000051614.html>



(3) 住まいサポートなごや

住宅の確保にお困りの方へ民間賃貸住宅への入居のサポートを行うとともに、セーフティネット住宅の大家さん等からの入居トラブルの相談に対応し、居住支援活動のネットワークづくりを進めています。（関連 P.5・6参照）



名古屋市 住まいサポートなごや



(名古屋市居住支援コーディネート事業)

「住まいサポートなごや」では、居住支援コーディネーターと住宅相談員が関係者と連携し、住宅の確保にお困りの方に民間賃貸住宅への入居をサポートするとともに、セーフティネット住宅※の大家さん等からの入居トラブルの相談に対応し、居住支援活動のネットワークづくりを進めます。

※セーフティネット住宅：大家さんが住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅として名古屋市に登録を行う住宅

民間賃貸住宅の住まい探しのサポート

📞 相談・支援の例①

住まい探しでお困りの方は、「民間賃貸住宅入居相談」にて初回相談を行います。相談は、予約制による面談になります。名古屋市「住まいの窓口」へ電話により予約をお願いします。民間賃貸住宅への入居に向けて、物件情報の提供や継続した支援のコーディネート(調整)を行います。

名古屋市「住まいの窓口」民間賃貸住宅入居相談(月4回・予約制)
予約電話 TEL:052-961-4555

「住まいの窓口」 東区東桜一丁目11番1号 オアシス21 パスターミナル内
開設時間：10時～19時 定休日：毎週木曜日、第2・4水曜日及び年末年始

福祉等の関係者・関係機関と連携した 入居等のサポート

📞 相談・支援の例②

住まいサポートなごやと連携した支援が必要な場合には、「関係者専用電話」へ当該機関の担当者等から直接ご連絡ください。民間賃貸住宅の住まい探しや入居後の居住の安定確保に向けて、支援のコーディネート(調整)を行います。

セーフティネット住宅の 不動産事業者さん・大家さんのサポート

📞 相談・支援の例③④

セーフティネット住宅に入居する住宅確保要配慮者の入居トラブル等でお困りの場合やセーフティネット住宅への登録のご希望がある場合は、「関係者専用電話」へご連絡ください。

住まいサポートなごや 関係者専用電話
TEL:052-684-8597

相談時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～17時

住まいサポートなごやでの相談・支援の例

① 住まい探しの支援例

夫と死別し、持ち家（戸建て）に暮らす70代のAさん。転倒による怪我のため、階段の昇降が負担で長女の近くへ転居を考えている。不動産会社をまわすが、物件が見つからず、困っていた。

「民間賃貸住宅入居相談」を利用。入居可能な物件を仲介できそうな不動産会社を探し、紹介。長女が単身生活を心配したため、活用可能な福祉制度の利用調整をあわせて行い、入居契約。

② 関係機関と連携した支援例

障害者の就労支援事業を利用する単身生活（借家）のBさん。大家から老朽化による取壊しのため退去を求められていた。

Bさんから相談を受けた事業所から「住まいサポートなごや」へ相談。不動産店への同行などの本人支援は事業所でも対応し、「住まいサポートなごや」が物件情報の提供や安否確認のサービス等を調整し、入居契約。

③ 大家さんからの相談例

アパートの大家さんからの相談。入居者は高齢夫婦。3か月前、妻が入院。その後、夫が家賃の支払いやゴミ出しを忘れて、外で顔を見かけることも減り、様子を心配した大家さんから「住まいサポートなごや」へ相談。

大家さん立ち合いのもと、居住支援コーディネーターが入居者を訪問し、活用可能な福祉制度の利用を調整。

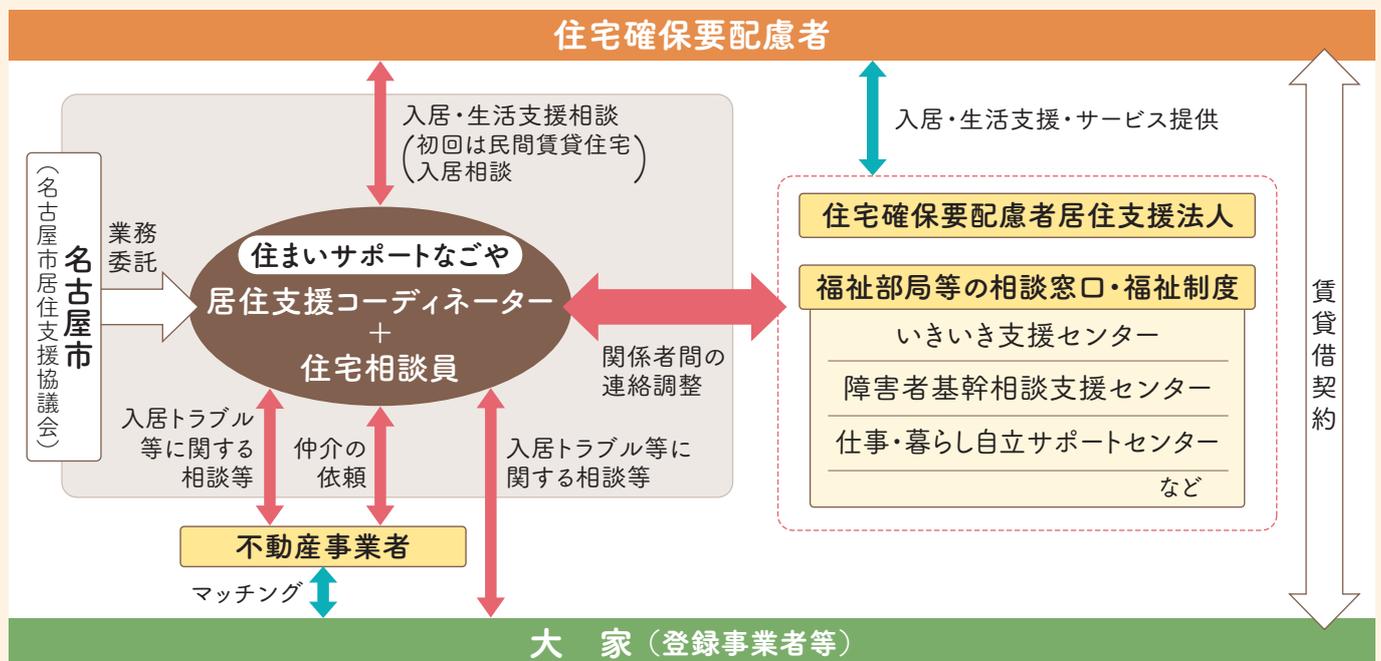
④ 管理会社からの相談例

家賃の収納代行も行う民間賃貸住宅の管理会社からの相談。

入居者は支払遅延のある40代単身。先日、会社が倒産し離職。求職中で、家賃支払を待ってもらいたいと相談を受けた。何か利用できる制度はないかと管理会社より「住まいサポートなごや」へ相談。

活用可能な制度の情報を提供し、申請などを勧奨していただくよう依頼。

住まいサポートなごや（名古屋市居住支援コーディネート事業）イメージ図



住まいサポートなごや（名古屋市居住支援コーディネート事業）

住所：名古屋市熱田区新尾頭二丁目2番7号 富春ビル4階（名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山内）
 TEL：052-684-8597 / FAX：052-684-8132 相談時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時
 （<https://www.sumasapo-nagoya.jp/>）

住まいサポートなごやは、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会と公益社団法人愛知共同住宅協会による「なごや居住支援コンソーシアム」が名古屋市から委託を受けて実施しています。

住宅確保要配慮者に関する主な相談窓口

いきいき支援センター（地域包括支援センター）

いきいき支援センターは、高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護など様々な面から高齢者の方を支える機関で、名古屋市より委託を受けた民間の社会福祉法人等が運営する公的な機関です。

健康・福祉・介護など、生活の中でお困りのことやご心配なことがありましたら、担当のいきいき支援センターへご相談ください。相談費用は無料です。

【開設時間】月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時

**いつまでも元気に！
介護予防をすすめます**

- 事業対象者の方への支援
- 要支援1・2と認定された方への支援



**高齢者の方々の権利を
守ります**

- 高齢者虐待・権利擁護・消費者被害の相談



**さまざまな問題について
相談に応じます**

- 健康・福祉・介護などの総合的な相談
- 認知症に関する相談

**「認知症の方を介護する
ご家族」を支援します**

- 家族教室
- 家族サロン
- 医師（もの忘れ相談医）の専門相談
- 認知症サポーター養成講座の開催

孤立しがちな方への見守り支援を行います

- 孤立しがちな方への個別支援
- 見守り電話

名古屋市では、高齢者の方の身近な相談窓口である「地域包括支援センター」を、いきいき支援センターという名称で運営しています。

 お住まいの地域ごとに担当のいきいき支援センターが設置されています。お問合せ先は、P. 28・29のいきいき支援センターの一覧をご覧ください。

各区役所福祉課（介護・保健・福祉相談窓口）／支所区民福祉課（高齢福祉・介護保険担当）

介護保険制度の利用や各種高齢者福祉制度の利用に関する窓口です。

 お問合せ先は、P. 25の区役所・支所の一覧をご覧ください。

障害者基幹相談支援センター

障害者基幹相談支援センターは、障害者（児）とその家族の方、また手帳類をお持ちでない方や難病の方などで、お困りごとのある方の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に応じる身近な相談窓口です。名古屋市から委託を受けた民間の社会福祉法人等が運営する公的な機関で、相談費用は無料です。

【開設時間】各センターにより異なりますが、月～金曜日（祝日・年末年始等を除く）の午前9時～午後5時の時間帯は概ね共通して開所しています。



市内20か所に設置されています。

お問合せ先は、P. 29の障害者基幹相談支援センターの一覧をご覧ください。

各区役所福祉課（障害福祉担当）／支所区民福祉課（障害福祉担当）

障害福祉サービスの利用や各種障害福祉制度の利用に関する窓口です。



お問合せ先は、P. 25の区役所・支所の一覧をご覧ください。

各保健センター保健予防課（精神保健・健康づくり担当）

精神保健福祉、難病等に関する相談窓口です。



お問い合わせ先は、P. 26の各保健センターの一覧をご覧ください。

仕事・暮らし自立サポートセンター

生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援機関で、市内3か所に設置されています。生活のこと、仕事のこと、家計や住まいなど、様々な悩みや困りごとを抱えた方（生活保護受給中の方は除く）の無料の相談窓口です。名古屋市から委託を受けた民間の社会福祉法人等が運営する公的な機関で、相談費用は無料です。

センターでは、様々な相談を広く受け付け、一人ひとりの悩みや課題に寄り添いながら、解決に向けて就労や家計などのサポートを行います。また、センターで対応できない課題については、適切な機関につながります。どこへ相談したらよいか困っているときにもご相談ください。

【開設時間】月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時 ※午後8時までの時間延長や土曜日開設も行っています。



お問合せ先は、P. 30の仕事・暮らし自立サポートセンターの一覧をご覧ください。

各区役所民生子ども課（生活保護担当）／支所区民福祉課（生活保護担当）

生活保護制度に関する窓口です。



お問合せ先は、P. 26の区役所・支所の一覧をご覧ください。

各区役所民生子ども課（民生子ども担当）／支所区民福祉課（子ども担当）

児童福祉、子育て支援、ひとり親家庭の支援制度に関する窓口です。



お問合せ先は、P. 27の区役所・支所の一覧をご覧ください。

孤立死・残置物に係る「包括的損害保険」

保険概要

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年7月6日法律第112号）」第8条に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）のうち、単身高齢者世帯が入居する住戸を対象に、賃貸戸室における死亡事故による大家の損害を補償します。

申込要件

以下の要件を満たす民間賃貸住宅の住戸を賃貸している大家や管理会社が対象となります。加入に伴う保険料はかかりません。

- ①住戸の所在地が名古屋市であること
- ②セーフティネット住宅として名古屋市へ登録がされていること
- ③保険契約の対象としての期間を開始する時点で賃借人が満60歳以上の単身世帯であること

登録手続

- ①「セーフティネット住宅情報提供システム」を通じて名古屋市へ住戸の登録手続を行う。
（登録手続についてはP3を参照）
- ②住まいサポートなごやにて登録申請を行う。
（登録申請書、誓約書、賃貸借契約の写し、入居者が60歳以上の単身世帯であることを確認する書類）
- ③登録申請書を受理した月の翌々月1日から保険適用が開始する。
（例：1月中に受理した住戸は3月1日から保険の対象となります。）

受

付

窓

口

住まいサポートなごや（名古屋市居住支援コーディネート事業）

所在地：愛知県名古屋市熱田区新尾頭二丁目2番7号 富春ビル4階
（名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山内）

TEL：(052)684-8597 FAX：(052)684-8132

メールアドレス：sumai-support-nagoya@titan.ocn.ne.jp

相談時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

その他、制度の詳細は名古屋市公式ウェブサイトでご確認下さい。
（<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000156423.html>）



補償内容

(1) 家賃損失補償 (支払限度額:1か月当たり5万円)

戸室内死亡事故を原因として生じた、空室期間中の家賃減少による損失及び値引き期間が発生したことによる損失

【支払限度期間】賃貸借契約終了の日から12か月 【縮小てん補割合】50%

(2) 原状回復費用補償 (支払限度額:100万円 ※支払限度額は(3)(4)と合算するものとする。)

戸室内死亡事故を原因として、戸室に物的損害が生じた場合の原状回復費用(賃貸可能な状態に補修、修繕、清掃、消毒又は消臭等を行うために要する費用)から敷金を控除した額

(3) 遺品整理等費用補償 (支払限度額:100万円※支払限度額は(2)(4)と合算するものとする。)

戸室内死亡事故が発生した結果生じた以下の費用

- ア. 遺品整理費用
- イ. 相続財産管理人選任申立諸費用(弁護士等への報酬を含む)
- ウ. お祓い又は追善供養に要する費用

(4) 建物明渡請求訴訟費用 (支払限度額:100万円※支払限度額は(2)(3)と合算するものとする。)

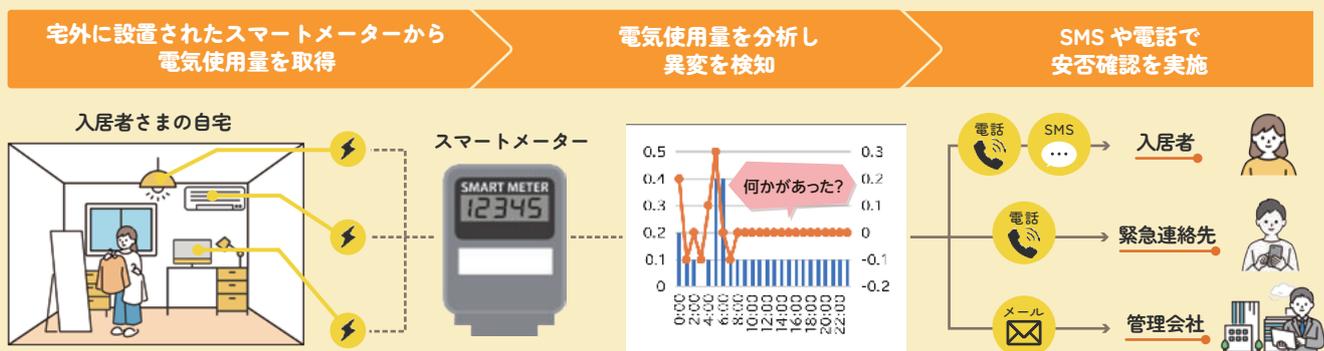
戸室内死亡事故が発生したことで、賃貸借契約解除及び建物明渡請求訴訟を提起し、強制執行(建物明渡執行)の申立を行うために生じた費用(弁護士等への報酬を含む)

名古屋市の孤立死・残置物に係る包括的損害保険に加入している住戸は、以下のサービスをお得にご利用できます!

名古屋市と中部電力ミライズコネクト株式会社は、セーフティネット住宅あんしん見守り協定を締結しています。中部電力ミライズコネクト株式会社では協定に基づく取り組みとしてセーフティネット住宅登録法人を対象に、**入居者見守りサービス「テラシテR」**を提供しています。尚、名古屋市内の**住宅確保要配慮者専用賃貸住宅**又は**名古屋市の孤立死・残置物に係る包括損害保険に加入している住戸**については、見守り開始月を含む**3か月間無料**でサービスを提供しています。

♡ テラシテRとは?

入居者さまの自宅に設置されたスマートメーターから取得できる電気使用量の変化を分析し、数日間連続で活動が検知できない場合、SMSや自動応答電話により入居者さまへ安否確認を実施するサービスです



特長 1

機器設置不要



カメラ、インターネット環境、センサー等の機器設置が不要です

特長 2

電気契約制限なし



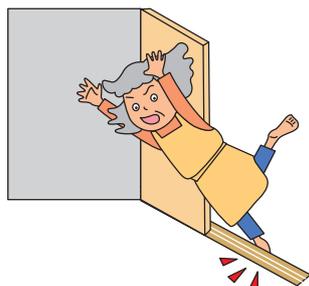
電気契約に制限されず、中部電力以外、新電力、キャリア電気でもご利用が可能です

※ 入居者さまの電気の利用状況によっては、異常を検出できない場合があり、身体・生命の安全を保証するものではありません。
「テラシテR」サービスは、入居者さまの住居への駆け付け及び住居内の確認は含まれておりません。

居室内での転倒などの事故が心配

(バリアフリー化が必要)

事例



部屋の段差で
何度もつまずきそうに
なった



手すりがないと
身体を支えるのが
大変になった



膝が悪く、
和式便所の利用や
入浴時に手助けがいる

今後、単身高齢者の方が増加する状況の中、バリアフリー化された住宅の需要が高まることが予想されます。介護の必要性や障害の状況に応じて、入居者からの申請に基づく住宅改修費の助成制度があります。入居者から住宅のバリアフリー改修工事についての相談があった際には、工事の同意・許可などについて、是非検討してみてください。

入居者への支援制度

介護保険制度における住宅改修費の支給

介護のための小規模な住宅改修について、その費用の一部を支給します。
※集合住宅にお住まいの方でも利用できる場合がありますので、下記の区役所・支所担当課までご相談ください。

対象者 介護保険制度による要介護・要支援として認定された方

対象工事 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
④引き戸などへの扉の取替え ⑤洋式便器などへの便器の取替え
⑥その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

利用限度額 要介護・要支援者の方一人あたり20万円

改修工事に着工する前に、事前申請が必要となりますのでご注意ください。

区役所福祉課(介護・保健・福祉相談窓口) / 支所区民福祉課(高齢福祉・介護保険担当) 【連絡先一覧 P. 25】



いきいき支援センター 【連絡先一覧 P. 28・29】

若しくは担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)へご相談ください。

対応策

手すりの設置

段差の解消、段差を小さくする

引き戸などへの扉の取替え

洋式便器などへの便所の改良

床材を滑りにくい仕上材へ改良

大家さんに対する補助制度・融資制度を利用する

名古屋市では、セーフティネット住宅に対して、バリアフリー改修工事などの住宅改修費の補助制度があります（関連 P. 4参照）。また、住宅金融支援機構から、セーフティネット住宅に係るリフォーム工事に対して融資を受けることができます。

居室内での事故などが起こりにくく、高齢者や障害者の方などの住宅確保要配慮者が生活しやすい部屋づくりをお考えの際には、これらの補助・融資制度の活用もご検討ください。

独立行政法人 住宅金融支援機構（JHF）の融資

登録住宅の リフォーム資金融資

【融資額の上限】 融資対象工事費用の8割（10万円単位）

【返済期間】 20年以内（1年単位）

【融資金利】 全期間固定金利

※金利については、JHFのホームページでご確認ください。

融資の対象となる リフォーム工事

次のいずれかの工事

- ①名古屋市又は国土交通省による住宅改修費補助の対象工事となり得るリフォーム工事
- ②JHFが定める技術基準に適合する工事
- ③①又は②と併せて行うリフォーム工事

リフォーム融資制度の詳細については、JHFのホームページ（<https://www.jhf.go.jp>）でご確認いただくか、以下の窓口にお問い合わせください。

（独）住宅金融支援機構 東海支店まちづくり業務グループ

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号 HF桜通ビルディング7階（TEL:052-971-6903）

障害者住宅改造補助金の支給

障害のある方の住宅環境を改善するため、訪問による住宅改造相談を通じて専門的な助言・指導を行うとともに住宅の改造に必要な経費の一部を助成します。

対象者

身体障害者手帳の肢体不自由の障害の程度が1級から3級の方
身体障害者手帳の視覚障害の障害の程度が1級から3級の方
身体障害者手帳の内部障害の障害の程度が1級又は2級の方
愛護手帳1度から3度の方、又は医師に自閉症状群と診断された方
精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方

対象工事

居室の改造及び浴室、便所の増改築など、障害者の身体状況に即応した工事で、日常生活の利便性の向上、安全性の確保あるいは介護者の負担軽減に効果があると認められる工事に限ります。

支給限度額

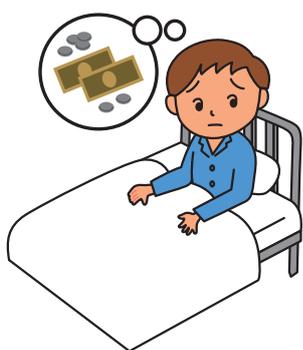
80万円（介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方は60万円）
※工事内容や所得により補助額が異なります。



お問合せ先は、区役所福祉課（障害福祉担当）／支所区民福祉課（障害福祉担当）【連絡先一覧 P. 25】

家賃の支払いに関する心配

事例



長期入院などのため
家賃の振込みが
遅れてしまった



離職などにより、
収入が減り
家賃が
支払えなくなりそう



急な出費など
生活費が不足し、
家賃の支払いができない

家賃滞納は入居者の「SOSサイン」です。早め(1か月目)に声かけをしましょう。

対応策

家賃の集金を安定化する。

①管理業務としての家賃管理(管理業者)を利用する。

家賃集金を管理業者に代行してもらうことによって、未入金の際の督促なども含めて入金確認などの煩雑な作業を行わなくてもよくなります。



適正な業務を行う賃貸住宅管理業者については、国土交通省の「賃貸住宅管理業者登録制度」があり、登録された情報は、国土交通省のホームページで確認ができます。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000174.html

②家賃の口座引落(自動送金)を利用する。

入居者の銀行口座から自動的に引落とされれば、入金忘れなどによる遅延や滞納を回避できます。



入居者に自ら利用している金融機関等で手続きをしてもらいましょう。

③家賃債務保証会社を利用する。

入居者が保証会社へ保証料を支払うことで、家賃滞納があった場合に連帯保証人に代わって大家さんに立替払いを一定期間行うなどの金銭的な保証をします。

⚠️滞納家賃のほかに、残置物の処理費用や原状回復費用などまで保証される場合もありますが、その対象や保証料等は商品によって異なりますのでご注意ください。



適正な業務を行う家賃債務保証会社については、国土交通省の「家賃債務保証業者登録制度」があり、登録された情報は、国土交通省のホームページで確認ができます。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000024.html

セーフティネット住宅で、国土交通省に登録された家賃債務保証会社を利用する場合には、名古屋市から保証料を減額する補助が受けられる場合があります。詳しくは、名古屋市住宅都市局住宅企画課(TEL: 052-972-2772)へお尋ねください(関連 P. 4参照)。

生活保護受給者の場合には、「代理納付制度」を利用する。

生活保護費は、生活保護受給者本人に対して支払われることを原則としていますが、賃貸住宅に入居する受給者に対して家賃や共益費相当額以上の生活保護費が支払われる場合には、福祉事務所の判断によって、福祉事務所から直接大家さんなどに家賃や共益費が支払われる、代理納付制度を活用することができます。



代理納付制度については、区役所民生子ども課(生活保護担当) / 支所区民福祉課(生活保護担当)【連絡先一覧 P. 26】へご相談ください。

入居者への支援制度

仕事・暮らし自立サポートセンター【連絡先一覧 P. 30】

仕事のこと、家計や住まいなど暮らしの様々な悩みや困りごとを抱えた方の無料の相談窓口です。

住居確保給付金

離職等により住居を失うおそれの高い方で、一定の要件(収入や資産など)を満たしている場合には、就職活動等を条件として、一定期間、家賃相当額(上限あり・共益費は除く)を支給する制度です。

支給される給付金は、名古屋市の担当部署から直接、大家さん等へ支払われます。

入居者の家賃滞納が起き、入居者に経済的な困窮状態が窺われる場合には、仕事・暮らし自立サポートセンター(生活困窮者自立支援制度)をご紹介します。

障害者・高齢者権利擁護センター【連絡先一覧 P. 30】

日常的な金銭管理などについて、判断能力の不十分な知的障害者、精神障害者、認知症の方が、地域で安心して生活できるよう相談や金銭管理サービスを行っています。

金銭管理サービス

自分の預貯金を金融機関から出金したり、計画的に活用できないといった不安をお持ちの場合に、本人との契約にもとづき、入出金のお手伝いや公共料金・福祉サービスの利用料などの支払を支援します。

名古屋市成年後見あんしんセンター【連絡先一覧 P. 30】

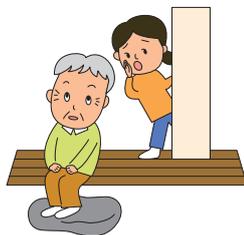
認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理をすることが難しい場合などの「成年後見制度」の利用に関する相談は、成年後見あんしんセンターや各区役所福祉課・支所区民福祉課が窓口となります。

入居者の日頃と違う様子が心配

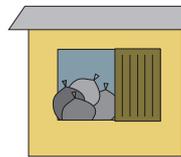
事例



何度も同じ内容を
確認してくる



ぼんやりして、
返事をしないことがある



居室にごみが
溜まっている



お風呂に入っていない
様子である

対応策

事前に親族や関係者などの連絡先を把握しておく。

早めに行政や支援機関などへの相談を勧める。

入居者の様子がいつもと違うなど、心配な場合には、親族や関係者など（いわゆる緊急連絡先）に連絡して対応をお願いし、認知症や何らかの病気が疑われる際は、早めに行政や支援機関などへの相談を勧めてください（連絡先一覧 P. 25～34）。

高齢者の方で介護保険サービスを利用している場合には、担当のケアマネジャーがいます。また、障害のある方で障害福祉サービスなどを利用している場合には、相談支援事業所などの担当の相談員がいます。こうしたケアマネジャーや相談員は、入居者の健康状態や生活状態を定期的に把握している場合がありますので、事前にこれらの関係者の連絡先等を把握しておくことが有効です。

入居者への支援制度

介護保険サービス

①要介護・要支援認定の申請

介護サービスなどの利用を希望される方は、要介護・要支援認定を受けていただく必要があります。

●**新規申請、区分変更申請**：お住まいの区の区役所福祉課又は支所区民福祉課の窓口にて手続きをしてください（連絡先一覧 P. 25）。

●**更新申請**：名古屋市介護認定事務センターへ郵送してください。

※本人等が申請できない場合は、いきいき支援センターなどへ申請の依頼ができます。

※窓口・郵送での申請の他、オンラインでも申請することができます。

②要介護・要支援認定の審査・判定

申請をすると、認定調査（認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態などを調査）の後に審査・判定が行われ、介護や支援の必要な度合い（要介護度）が決まります。

③介護保険サービスの利用

要介護1～5と認定された方は介護サービスを、要支援1・2と認定された方は介護予防サービス、サービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス事業）を利用できます。

在宅でサービスを利用したい場合は、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）等にケアプランの作成を依頼します。

利用できる主な在宅の介護サービス

- 訪問介護…ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を受けるサービス
- 通所介護(デイサービス)…デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けるサービス
- 福祉用具貸与…自立した生活を送るための福祉用具(歩行器・車イス・電動ベッド等)を借りるサービス

④その他

P. 15の要介護・要支援認定が非該当の方であっても、介護予防や生活支援が必要な方(介護予防・生活支援サービス事業対象者)と判定された場合に利用できるサービスもあります。

詳しくはお住まいの区の区役所福祉課又は支所区民福祉課へお尋ねください(連絡先一覧 P. 25)。

障害福祉サービス

①主な福祉サービス

- 居宅介護…自宅で、食事の用意、掃除や買い物、洗濯のお手伝いなどの家事援助、入浴、排せつ、食事の身体介護等を行うサービス
- 就労継続支援(A型・B型)…一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、通所によるサービス
- 就労定着支援…就労移行支援等から一般企業等へ就労した方に、一定期間、企業や家族との連絡調整や相談・助言など、就労の継続のために必要な支援を行います。
- 地域移行支援…施設に入所または長期間精神科に入院している方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行います。
- 地域定着支援…居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因する緊急の事態等が生じた場合に相談に応じるなど、必要な便宜を図ります。

②福祉サービスの利用申請

お住まいの区の区役所福祉課(支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課)の窓口にて申請手続きをしてください(連絡先一覧P. 25)。利用を希望するサービスの種類によっては、障害支援区分の審査・判定が必要になります。

※本人等が申請できない場合は、障害者基幹相談支援センターなどへ申請の依頼ができます。

障害者賃貸住宅入居等サポート事業(利用無料)

賃貸住宅への入居等の支援について、障害福祉サービスによる地域移行支援・地域定着支援のほか、名古屋市では、賃貸住宅への入居を希望しているが、入居が困難なために入居に必要な調整等の支援を希望する障害のある方へ、障害者基幹相談支援センターにおいて以下の支援を行います(ただし、施設に入所・精神科病院に入院している方等を除く)。

- 不動産業者に対する物件の斡旋を依頼すること。
- 家主等との入居契約手続きを支援すること。
- 入居後の利用者の状況を把握し、必要な支援を行うこと。

※申込・問合せは障害者基幹相談支援センター(連絡先一覧 P. 29)

なごやか収集(ごみ・資源の排出が困難な方への市民サービス)

家庭ごみや資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な方々を対象に、原則として市がご自宅の玄関前に出されたごみや資源を直接収集します。

対象者

下記①～③のいずれかに該当し、親族やご近所の方の協力を得ることが困難で、一人でごみや資源を持ち出すことができない方で構成された世帯が対象となります。

- ①65歳以上の方
- ②要支援者又は要介護者と認定された方
- ③身体障害者手帳を所持する方
精神障害者保健福祉手帳を所持する方
愛護手帳を所持する方

※同居している人が年少者などで排出が困難な世帯は、対象となる場合があります。

※対象となるかどうかは訪問調査で判断させていただきます。

※申込・問合せはお住まいの区の環境事業所(連絡先一覧 P. 27)

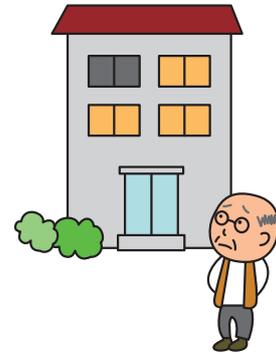
入居者の安否が心配

事例



入居者としてしばらく
連絡がとれない、
所在が分からない

新聞や郵便物が
溜まっており、
しばらく顔を見ない



夜になっても
電気がつかない日が
続いている

対応策

最初に行うこと

- ①入居者への連絡が取れずに、長期不在や安否が気掛かりな場合などには、まずは親族や関係者などへご連絡ください。
- ②安否確認など早急な対応が必要と思われるときには、警察にご連絡ください。

注意!

居室内に
入る場合

居室内での死亡が疑われるような場合でも、入居者の許可がなければ、原則として室内の確認ができません。住居侵入等の違法行為になる可能性がありますので、室内の確認を行う場合には必ず警察の立会いのもと行いましょう。

やっておきたい事前準備

(1) 事前の情報把握が有効な場合もあります。

- ①入居者が長期不在にするときには、大家さんや管理会社に事前に連絡するよう、契約書に定められている場合もありますが、別に文書を交わしておくことも有効です。
- ②「入居者情報あんしんシート」を活用して、入居者が利用している医療・福祉制度の公的サービスや親族、支援を受けている団体などの関係者情報、見守り体制や福祉サービス等の利用状況を事前に把握しておくことも有効です。

入居者情報 あんしん シートとは？

記入は任意となります。大家さんと入居者が安心できる
情報共有のツールとしてご利用ください。



入居中や退去時には様々なことが起こる可能性があります。「入居者情報あんしんシート」は、万一の際に必要な手続きをスムーズに進めるために、大家さんや不動産事業者さんが事前に把握しておくことが望ましい入居者に関する情報を、入居者ご本人に記入してもらうものです。入居申込書の補助シートとして、または契約時の添付書類としてご利用ください。

入居者情報あんしんシート									
※記載した情報に変更があった場合には、本シートを提出した物件の大家さん又は不動産事業者へお申し出ください。					作成日 年 月 日 更新 年 月 日				
基本情報	ふりがな 氏名			【外国人の場合】 国籍：() 言語：() 対応可能な言語：()					
	入居物件								
○連帯保証人や緊急連絡先、その他親族などの関係者の連絡先を記入してください。									
連絡先情報	①	氏名	電話番号						
		住所	間柄	□連帯保証人 □緊急連絡先 □親族() □その他()					
	②	氏名	電話番号						
		住所	間柄	□連帯保証人 □緊急連絡先 □親族() □その他()					
	③	氏名	電話番号						
		住所	間柄	□連帯保証人 □緊急連絡先 □親族() □その他()					
○通院先や利用している福祉制度（介護保険サービス・障害福祉サービス等）を記入してください。									
医療・福祉制度に関する情報	医療機関 (かかりつけ医)	名称	診療科						
		住所	電話番号						
	利用中の制度	□介護保険サービス □障害福祉サービス □その他()							
	障害者手帳	手帳種別	□身体障害 □知的障害 □精神障害	等級	級				
	介護保険サービス情報	◎ケアマネージャー		担当者名					
	障害福祉サービス情報	◎指定相談支援事業所などの支援機関		担当者名					
	生活保護制度	実施機関	区・支所	担当者名					
	電話番号								
○福祉制度に関する情報以外に支援を受けている団体等がある場合に記入してください。									
その他支援に関する情報	機関・団体①	名称	担当者名						
		電話番号	支援内容						
	機関・団体②	名称	担当者名						
		電話番号	支援内容						
○見守り体制や福祉サービス等の利用状況を記入してください。									
月	火	水	木	金	土	日	利用サービス	電話番号	担当者名
<同意欄>									
記入した個人情報等については、私の居住支援を実施する目的の範囲で、物件の大家さん・不動産事業者のほか、本シートに記載されている関係者の間で共有されることに同意します。									
名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会 2019.1 Ver.1.0									
本人署名 _____									

「入居者情報あんしんシート」の様式は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードいただくか、名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会事務局（TEL:052-972-2772）までお問い合わせください。

名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会 入居者情報あんしんシート

▶ 名古屋市公式ウェブサイト



名古屋市トップページ > 事業向け情報 > 都市計画・建築 > 住宅に関する事業・制度のお知らせ > 名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会

<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000113055.html>



(2) 入居者の死亡事故に備えた保険の活用

入居者の死亡を原因とする原状回復費用や空室発生による家賃損失を補償する保険商品、家財整理を行う民間サービスなどを活用することも有効です。

家財保険 商品の 情報

窓 口	連 絡 先
一般社団法人 日本少額短期保険協会	所在地:東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2階 TEL:03-6222-4422 URL:https://www.shougakutanki.jp/general/
一般社団法人 日本損害保険協会	所在地:東京都千代田区神田淡路町2-9 TEL:03-3255-1844 URL:https://www.sonpo.or.jp/

残置物の処理等に関する契約の活用

賃借人の死亡時に契約関係及び残置物を円滑に処理することができるように、賃貸借契約の締結にあたり、単身の高齢者の賃借人と推定相続人など賃貸人とは異なる第三者との間で「賃貸借契約の解除」と「残置物の処理」に関する死後事務委任契約を締結しておく方法もあります。

国土交通省及び法務省において、単身の高齢者の居住の安定確保を図るため、「残置物の処理等に関するモデル契約条項」が策定されています。

※「残置物の処理等に関するモデル契約条項」は国土交通省のホームページで閲覧やダウンロードが可能です。

残置物の処理等に関するモデル契約条項 [検索](#)

入居者への支援制度

ひとり暮らし高齢者緊急通報事業(あんしん電話)

対象者

(次のいずれかの条件を満たす方)

- ①65歳以上の方で、高血圧・心臓病等の慢性疾患等のあるひとり暮らしの方(他の世帯員がねたきり状態の場合を含む)
- ②75歳以上からなる世帯に属する方で、他の世帯員がねたきり状態等の方
- ③同居人がやむを得ない理由により長時間かつ継続的に不在にするため、ひとり暮らし状態となる65歳以上で、高血圧・心臓病等の慢性疾患等のある方(他の世帯員がねたきり状態の場合を含む) など

内 容

体調急変時や火災などの緊急事態が発生したときに、「緊急」ボタンを押すことにより、すみやかに緊急通報先に通報できる緊急通報装置、ペンダント等を貸与します。

また、緊急通報装置の「相談」ボタンを押すことで、24時間365日、看護師などが常駐する民間コールセンターへつながり、生活等に関する相談ができます。

さらに、利用条件により安否センサの設置や駆け付けサービスの利用も可能です。

 お問合せ先は、区役所福祉課(介護・保健・福祉相談窓口) / 支所区民福祉課(高齢福祉・介護保険担当)【連絡先一覧 P. 25】

配食サービス(①生活援助型配食サービス等、②障害者自立支援配食サービス)

対象者

- ①介護保険制度における要介護・要支援の認定を受けた方又は事業対象者の判定を受けた方
- ②障害者(身体・知的・精神・難病患者)のみの世帯の方 ※そのほか左記の世帯に準ずると認められる世帯の方についても利用できる場合があります。

内 容

利用者の居宅に食事を配達するとともに、本人の安否確認を行い、必要な場合には関係機関等へ連絡します。



お問合せ先は、

- ①区役所福祉課(介護・保健・福祉相談窓口) / 支所区民福祉課(高齢福祉・介護保険担当)【連絡先一覧 P. 25】
いきいき支援センター【連絡先一覧 P. 28・29】
若しくは担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)
- ②障害者基幹相談支援センター【連絡先一覧 P. 29】

民間事業者によるサービス

NPO法人等の居住支援団体のスタッフによる見守りサービスをはじめ、不動産事業者、家賃債務保証業者、警備会社などが提供する様々な見守りサービスの商品があります。

(例) センサーによる異常感知、室内における通報機器の設置、音声メッセージによる安否確認 など

※なお、民間事業者によるサービスの内容や費用負担などは商品によって異なりますのでご注意ください。

～セーフティネット住宅での見守りサービス事例～

お部屋が変身 **24時間365日高齢者の暮らしの「もしも」に備えられます。**

もしも... 予期せぬ非常事態がおきたら...
ホームコントローラー

もしも... 部屋のどこかで転倒、動けなくなったら...
ライフ監視センサー
※カメラではありません。

もしも... 火事がおきたら...
煙センサー

もしも... 泥棒がはいたら...
防犯センサー

もしも... 急に具合が悪くなっても...
救急ボタン

すべてのもしもの時には
24時間、異変があると警備会社が急行、
駆け付け対応します。
駆け付け要請、緊急対応等に追加料金は発生しません。

離れて暮らす家族も安心
毎日定時に音声メッセージで安否・体調を確認。

毎日の体調を
電話で確認
音声サンプルはコチラ▶

65に/
**相談ダイヤルを
ご用意してます。**

毎日同じ時間帯に
お電話します
その日の体調を電話機の
①②③から選んで押すだけ



指定の連絡先へ
結果がメールが届きます
「お知らせメール」の送信先は
最大3件まで登録が可能です。



暮らしの相談、介護施設への
住み替えサポートなど専門相
談員が心を込めて対応いた
します。

※ご利用には機器設置に係る初期費用や毎月のサポート料金などが必要になります。

命が助かったケースも！

夏のある日の夜。ライフ監視センサーが反応し警備会社が現場に急行。居室に入るとトイレの中で倒れておられ、救急車を手配。エアコンも点いておらず暑い中で脱水症状も見られたため、水分補給しながら、救急車を待ち、救急搬送されました。緊急連絡先の親族にもご連絡。「こんなに近くに住んでいても分からないものですね」と感謝されました。

ライフ監視センサーと警備会社駆け付け対応により一命を取りとめることができました。



【提供…株式会社ニッショー（シニアライフサポート係 TEL:0120-70-2140）】

(注) 本事例は、名古屋市において登録されているセーフティネット住宅の見守りサービス商品の一例として取り上げたものであり、サービスを推奨するものではありません。

もし、入居者が死

まずは警察に通報!



1 関係者への連絡

賃貸借契約締結時に確認した関係者へ連絡します。関係者が親族等でない場合は、親族等の有無やその連絡先を知っているかなども確認します。

死亡報告となると慌ててしまうこともあるので、伝えたいことはあらかじめメモをしておくといでしょう。



2 相続人の特定・連絡

困ってしまうのが、相続人や親族等が特定できない場合。

孤独死や自殺の場合は、警察が親族等を調査します。警察が親族等を把握しているなら、「賃貸借契約の件で連絡を取りたい」と伝えてもらいましょう。

相続人が複数いる場合は、代表者を決めてもらうと効率的です。



3 賃貸借契約の解除

入居者が死亡しただけでは、賃貸借契約は終了しません。借家権は相続人に相続されるため、相続人に対して解約手続きを行う必要があります。

相続人が遠隔地に居住している場合や、住所は判明していても連絡が取れない場合は、内容証明により解除通知を送付します。



原状回復をめぐるトラブルとガイドライン

入居者の死亡時に限らず、賃貸物件からの退去時には貸主と借主との間でトラブルが発生しやすいものです。特に、敷金の返還や原状回復費用については、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を公表し、その中で原状回復に関する紛争の予防や解決の指針を示しています。なお、令和2年4月の民法改正により、敷金や原状回復等の取扱いが明文化されることで、ガイドラインがより厳格に運用されることになりました。

亡してしまったら

入居者死亡時の主な対応フロー

4 残置家財の処分

賃貸借契約の解除にあわせて、相続人に残置家財の処分を請求します。相続人が請求に応じない場合でも、原則として大家さんが処分することはできず、相続人の同意書等を得る必要があります。それでも同意が得られなければ、裁判所の手続きを経て処分します。

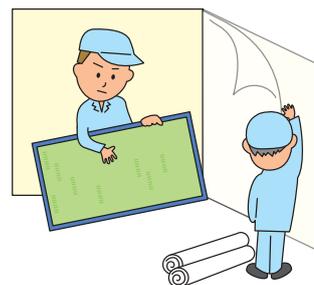
 愛知県弁護士会名古屋法律相談センター（連絡先一覧 P. 30）



5 原状回復工事の実施

通常の前状回復工事や室内クリーニングのほか、必要に応じて専門業者に依頼するなど、特殊清掃等を実施します。

死亡後時間が経過している場合は、その影響範囲も広がるため、畳の入替えや床の張替えなどが必要になってくるケースもあります。



6 賃料債務などの清算

賃貸借契約解除日までの賃料や残置家財の処分費、室内の前状回復費の支払いは、相続人に承継されます。

各種費用については、入居者加入の家財保険や家賃債務保証などにより補償される場合があります。清算する前に、契約内容等を確認しておくようにしましょう。



例えば、通常損耗分について入居者に原状回復費用を求めるためには、賃貸借契約時に明確な合意をもって特約を締結している必要があります。

なお、家賃債務保証会社を利用した原状回復費用の保証については、ガイドライン等に基づき明確に査定されることとなりますので、確認が必要です。

※「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改定版）」は、国土交通省のホームページで閲覧やダウンロードが可能です。

原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改定版）

検索

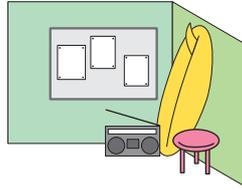
外国人の受入れには不安

事例

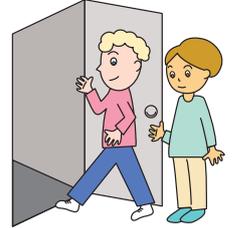
ゴミ出しの
ルールが
守れていない



共用部に私物を
置いている



無断転貸など
知らない間に
契約者以外の
方が住んでいる



外国人の方は、文化や習慣の違いなどから、日本の生活ルール等を知らない場合もあります。生活のルールやマナー違反などについては、そもそも日本の常識であるという前提で詳しく説明していない、若しくは正しく伝わっていないことが原因であることも少なくありません。

対応策

住まい方のルール等について契約時に説明する。

無断転貸を禁止する理由を説明し、
無断転貸は契約解除事由になることを伝える。

外国人の方向けのガイドブックなどを活用する。

「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」(国土交通省)

日本で賃貸住宅を探す外国人の方の対応方法や留意事項
「入居申込書」「重要事項説明書」「賃貸住宅標準契約書」「定期賃貸住宅標準契約書」等の見本を掲載

「外国人向け部屋探しのガイドブック」(国土交通省)

部屋の探し方、契約の手続、入居後の注意点など日本で部屋探しをして生活をする上で必要な基礎知識や役立つ情報を掲載

国土交通省 外国人 民間賃貸住宅入居円滑化

「なごやのごみ減量・資源化ガイド(概要版)」(名古屋市)

名古屋市のごみ・資源の分け方・出し方をまとめたガイドです。

なごやのごみ減量・資源化ガイド

また、分別方法の検索や収集日カレンダーなどの機能を搭載したスマートフォンアプリ「さんあ〜る(3R)」が外国語に対応しています。

さんあ〜る(3R)



Android



iOS

対応言語 14言語

- ・日本語
- ・英語
- ・中国語
- ・韓国語
- ・スペイン語
- ・ポルトガル語
- ・ベトナム語
- ・ネパール語
- ・タイ語
- ・インドネシア語
- ・ミャンマー(ビルマ)語
- ・カンボジア(クメール)語
- ・タガログ語
- ・モンゴル語

対応言語 9言語

- ・日本語
- ・英語
- ・中国語
- ・韓国語
- ・ポルトガル語
- ・スペイン語
- ・フィリピン語
- ・ベトナム語
- ・ネパール語

外国人への情報提供・相談窓口

名古屋国際センター 情報カウンター TEL:052-581-0100



外国人に対し、日本の生活情報の提供、行政サービスに関わる相談を多言語で対応しています。(無料) 言語と対応曜日等については、ホームページ(<https://www.nic-nagoya.or.jp/>)でご確認ください。

ひとり親家庭の受入れには不安

事例



子どものことで
ひとり悩んでいるようだ

毎月の家賃の
支払いは大丈夫だろうか



子どもの泣き声が
頻繁に聞こえ、心配



対応策

ひとり親家庭の相談窓口等を把握しておく。

ひとり親家庭の相談窓口や子ども・子育てに関する相談窓口を把握しておくトラブルがあった際に有効です。名古屋市においては、ひとり親家庭が抱える様々な問題に対して、経済的支援、就業支援、生活支援、子どもへの支援などさまざまな支援を進めています。経済上のことや子どものことなど、ひとりで悩んでいる父母の方へは、早めに相談するよう勧めてください。

家賃の集金を安定化する。

家賃の支払いに心配がある場合などには、家賃債務保証会社の利用など家賃の集金を安定化するなどの対応が考えられます。



P. 13・14

「家賃の支払いに関する心配」

名古屋市における
家賃減額補助制度を
利用する！

「住宅セーフティネット制度」に基づく登録住宅の大家さんへの経済的支援として、「家賃減額補助」を実施しています。現在の家賃収入を維持したまま、ひとり親家庭などの低額所得者の方向けに空き室を活用しませんか！

補助金制度の詳細は、名古屋市住宅都市局住宅企画課(TEL:052-972-2772)へお問い合わせください(関連 P. 4参照)。

入居者への支援制度

ひとり親家庭の福祉に関する相談窓口



区役所民生子ども課(民生子ども担当)／支所区民福祉課(子ども担当)【連絡先一覧 P. 27】
愛知母子・父子福祉センター【連絡先 P. 30】

妊娠・出産・子育てに関する各種の相談窓口



保健センター「子育て総合相談窓口」【連絡先一覧 P. 27】

各区役所・支所の問合せ先

※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

高齢者福祉

- 区役所 福祉課(介護・保健・福祉相談窓口)
- 支所 区民福祉課(高齢福祉・介護保険担当)

区	電話	FAX
千種区役所	753-1834	751-3120
東区役所	934-1196	936-4303
北区役所	917-6531	914-2100
楠支所	901-2269	901-2271
西区役所	523-4596	521-0067
山田支所	501-4975	504-7409
中村区役所	433-2912	433-2074
中区役所	265-2321	241-6986
昭和区役所	735-3911	731-8900
瑞穂区役所	852-9395	851-1350
熱田区役所	683-9406	682-0346

区	電話	FAX
中川区役所	363-4415	352-7824
富田支所	301-8376	301-8661
港区役所	654-9692	651-1190
南陽支所	301-8345	301-8411
南区役所	823-9413	811-6366
守山区役所	796-4607	793-1451
志段味支所	736-2192	736-4670
緑区役所	625-3965	621-6841
徳重支所	875-2207	875-2215
名東区役所	778-3009	774-2781
天白区役所	807-3896	802-9726

※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

障害者福祉

- 区役所 福祉課(障害福祉担当)
- 支所 区民福祉課(障害福祉担当)

区	電話	FAX
千種区役所	753-1844	751-3120
東区役所	934-1182	936-4303
北区役所	917-6516	914-2100
楠支所	901-2274	901-2271
西区役所	523-4585	521-0067
山田支所	501-4977	504-7409
中村区役所	433-2932	433-2074
中区役所	265-2322	241-6986
昭和区役所	735-3893	731-8900
瑞穂区役所	852-9384	851-1350
熱田区役所	683-9917	682-0346

区	電話	FAX
中川区役所	363-4403	352-7824
富田支所	301-8378	301-8661
港区役所	654-9718	651-1190
南陽支所	301-8348	301-8411
南区役所	823-9392	811-6366
守山区役所	796-4584	793-1451
志段味支所	736-2193	736-4670
緑区役所	625-3956	621-6841
徳重支所	875-2207	875-2215
名東区役所	778-3092	774-2781
天白区役所	807-3882	802-9726

※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

精神保健福祉・難病等の相談

●保健センター 保健予防課(精神保健・健康づくり担当)

区	電話	FAX
千種保健センター	753-1981	751-3545
東保健センター	934-1218	937-5145
北保健センター	917-6572	911-2343
西保健センター	523-4607	531-2000
中村保健センター	433-3092	483-1131
中保健センター	265-2264	265-2259
昭和保健センター	735-3964	731-0957
瑞穂保健センター	837-3267	837-3291

区	電話	FAX
熱田保健センター	683-9683	681-5169
中川保健センター	363-4461	361-2175
港保健センター	651-6509	651-5144
南保健センター	614-2814	614-2818
守山保健センター	796-4633	796-0040
緑保健センター	891-3621	891-5110
名東保健センター	778-3112	773-6212
天白保健センター	807-3914	803-1251

※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

生活保護

●区役所 民生子ども課(生活保護担当)
●支所 区民福祉課(生活保護担当)

区	電話	FAX
千種区役所	753-1835	751-3120
東区役所	934-1184	936-4303
北区役所	917-6505	917-6512
楠支所	901-2265	902-1843
西区役所	523-4587	523-4630
山田支所	501-4973	503-3986
中村区役所	433-2968	433-2068
中区役所	265-2314	241-6986
昭和区役所	735-3896	735-3909
瑞穂区役所	852-9386	852-9375
熱田区役所	683-9906	682-0346

区	電話	FAX
中川区役所	363-4404	363-4302
富田支所	301-8366	301-8661
港区役所	654-9707	651-1190
南陽支所	301-8341	301-8411
南区役所	823-9400	823-9426
守山区役所	796-4595	796-4627
志段味支所	736-2189	736-4670
緑区役所	625-3953	621-6858
徳重支所	875-2214	875-2215
名東区役所	778-3093	774-2781
天白区役所	807-3884	807-3829

各区役所・支所の問合せ先

※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

子ども・子育て [ひとり親家庭の福祉に関する相談]

- 区役所 民生子ども課(民生子ども担当)
- 支所 区民福祉課(子ども担当)

区	電話	FAX
千種区役所	753-1842	751-3120
東区役所	934-1191	936-4303
北区役所	917-6518	917-6512
楠支所	901-2264	902-1843
西区役所	523-4593	523-4630
山田支所	501-4971	503-3986
中村区役所	433-2983	433-2068
中区役所	265-2318	241-6986
昭和区役所	735-3903	735-3909
瑞穂区役所	852-9389	852-9375
熱田区役所	683-9913	682-0346

区	電話	FAX
中川区役所	363-4411	363-4302
富田支所	301-8361	301-8661
港区役所	654-9711	651-1190
南陽支所	301-8342	301-8411
南区役所	823-9395	823-9426
守山区役所	796-4602	796-4627
志段味支所	736-2187	736-4670
緑区役所	625-3962	621-6858
徳重支所	875-2213	875-2215
名東区役所	778-3096	774-2781
天白区役所	807-3881	807-3829

※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

子育て [妊娠・出産・子育てに関する各種の相談]

- 保健センター 子育て総合相談窓口

区	電話
千種保健センター	757-7033
東保健センター	979-3588
北保健センター	910-6815
西保健センター	529-7105
中村保健センター	483-6811
中保健センター	269-7155
昭和保健センター	745-6030
瑞穂保健センター	837-3285

区	電話
熱田保健センター	679-3086
中川保健センター	364-0065
港保健センター	655-8745
南保健センター	619-7086
守山保健センター	797-5220
緑保健センター	899-6518
名東保健センター	769-6288
天白保健センター	847-5981

環境事業所(なごやか収集)

※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

区	電話	FAX
千種環境事業所	771-0424	771-5113
東環境事業所	723-5311	723-5320
北環境事業所	981-0421	981-5399
西環境事業所	522-4126	522-8376
中村環境事業所	481-5391	471-5043
中環境事業所	251-1735	251-1736
昭和環境事業所	871-0504	871-0505
瑞穂環境事業所	882-5300	882-5305

区	電話	FAX
熱田環境事業所	671-2200	671-2290
中川環境事業所	361-7638	354-4389
港環境事業所	382-3575	384-0562
南環境事業所	614-6220	614-6223
守山環境事業所	798-3771	798-3772
緑環境事業所	891-0976	891-0276
名東環境事業所	773-3214	773-3215
天白環境事業所	833-4031	833-6823

いきいき支援センター（地域包括支援センター）

※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

区	名 称	電 話	FAX	担当地域（小学校区）
千種	千種区東部 いきいき支援センター	781-8343	781-8346	上野、自由ヶ丘、大和、千代田橋、東山、富士見台、星ヶ丘、宮根
	分 室	726-8944	726-8966	
	千種区西部 いきいき支援センター	763-1530	763-1547	内山、千石、高見、田代、千種、春岡、見付
東	東区 いきいき支援センター	932-8236	932-9311	区内全域
	分 室	711-6333	711-6313	
北	北区東部 いきいき支援センター	991-5432	991-3501	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、宮前、名北、六郷、六郷北
	北区西部 いきいき支援センター	915-7545	915-2641	味鋺、大杉、川中、金城、楠、楠西、光城、清水、西味鋺、如意
	分 室	902-7232	902-7233	
西	西区北部 いきいき支援センター	505-8343	505-8345	浮野、大野木、中小田井、比良、平田、比良西、山田
	西区南部 いきいき支援センター	532-9079	532-9020	稲生、榎、上名古屋、児玉、栄生、城西、庄内、なごや、枇杷島、南押切
	分 室	562-5775	562-5776	
中村	中村区北部 いきいき支援センター	486-2133	483-2140	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、日比津、ほのか
	分 室	412-3030	412-3110	
	中村区南部 いきいき支援センター	483-6866	483-6867	岩塚、米野、笹島、千成、八社、日吉、牧野、柳
中	中区いきいき支援センター	331-9674	331-6001	区内全域
	分 室	262-2265	262-2275	
昭和	昭和区東部 いきいき支援センター	861-9335	861-9336	伊勝、川原、滝川、広路、八事
	昭和区西部 いきいき支援センター	884-5513	883-2231	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、村雲
	分 室	852-3355	852-3344	
瑞穂	瑞穂区東部 いきいき支援センター	858-4008	842-8122	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
	分 室	851-0400	851-0410	
	瑞穂区西部 いきいき支援センター	872-1705	872-1707	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御劔
熱田	熱田区 いきいき支援センター	671-3195	671-1155	区内全域
	分 室	682-2522	682-2505	
中川	中川区東部 いきいき支援センター	354-8343	354-8341	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
	中川区西部 いきいき支援センター	352-8258	353-5879	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、春田、万場、明正
	分 室	364-7273	364-7271	
港	港区東部 いきいき支援センター	651-0568	651-1167	稲永、大手、港染、成章、東海、中川、西築地、野跡、東築地
	港区西部 いきいき支援センター	381-3260	381-3261	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、当知、南陽、西福田、福田、福春、明德
	分 室	309-7411	309-7412	

いきいき支援センター（地域包括支援センター）

※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

区	名 称	電 話	FAX	担当地域（小学校区）
南	南区北部 いきいき支援センター	811-9377	811-9387	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、 道徳、豊田、明治、呼続
	分 室	698-7370	698-7380	
	南区南部 いきいき支援センター	819-5050	819-1123	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、 白水、宝南、星崎、笠東
守山	守山区東部 いきいき支援センター	758-2013	758-2015	天子田、大森、大森北、小幡、上志段味、 吉根、志段味西、志段味東、下志段味、 苗代、本地丘、森孝西、森孝東
	分 室	736-0080	736-0081	
	守山区西部 いきいき支援センター	758-5560	758-5582	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、 甘軒家、二城、守山
緑	緑区北部 いきいき支援センター	899-2002	891-7640	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、 熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、 戸笠、徳重、長根台、鳴子、 鳴海東部、桃山
	分 室	877-9001	877-8841	
	緑区南部 いきいき支援センター	624-8343	624-8361	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、 太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東	名東区北部 いきいき支援センター	726-8777	726-8775	猪高、猪子石、香流、北一社、 引山、藤が丘、平和が丘、本郷、 豊が丘、蓬来
	分 室	771-7785	771-7702	
	名東区南部 いきいき支援センター	720-6121	720-5400	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、 西山、前山、牧の原、名東
天白	天白区東部 いきいき支援センター	809-5555	385-8451	相生、植田、植田北、植田東、 植田南、たかしま、原、平針、 平針北、平針南
	分 室	808-5400	808-5322	
	天白区西部 いきいき支援センター	839-3663	839-3665	大坪、表山、天白、野並、 八事東、山根

障害者基幹相談支援センター

※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

区	電 話	FAX	区	電 話	FAX
千種区	753-3567	753-3568	熱田区	228-3630	228-3631
東区	325-6193	325-6203	中川区	354-4521	354-2201
北区	910-3133	916-3665	港区	653-2801	651-7477
西区（本部）	504-2102	502-5806	南区	883-9257	883-9259
西区（サテライト）	528-3166	528-3266	守山区（本部）	737-0221	736-0572
中村区	462-1500	462-9640	守山区（サテライト）	791-2170	791-2170
中区	253-5855	253-5856	緑区	892-6333	892-6336
昭和区（本部）	741-8800	741-8930	名東区	739-7524	739-5330
昭和区（サテライト）	841-6677	841-6622	天白区（本部）	804-8587	804-8585
瑞穂区	680-7111	680-7626	天白区（サテライト）	715-9116	715-9119

（2025年1月末現在）

仕事・暮らし自立サポートセンター

※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

名 称	電 話	FAX
仕事・暮らし自立サポートセンター名駅	446-7333	446-7555
仕事・暮らし自立サポートセンター金山	684-8131	684-8132
仕事・暮らし自立サポートセンター大曾根	508-9611	508-9612

母子・父子福祉センター（ひとり親家庭等の生活全般にわたる各種相談）

※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

名 称	問 合 せ	電 話
社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会 愛知母子・父子福祉センター	月・水・金曜日 午前10時～午後4時	915-8886

児童相談所

※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

名 称	担当区域	電 話
名古屋市中央児童相談所	千種、東、北、中、昭和、守山、名東	757-6111
名古屋市西部児童相談所	西、中村、熱田、中川、港	365-3231
名古屋市東部児童相談所	瑞穂、南、緑、天白	899-4630

児童相談所虐待対応ダイヤル189（お近くの児童相談所につながります。）

障害者・高齢者権利擁護センター

※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

名 称	対象区	電 話
障害者・高齢者権利擁護センター 北部事務所	千種、東、北、守山	919-7584
障害者・高齢者権利擁護センター 南部事務所	瑞穂、熱田、港、南	678-3030
障害者・高齢者権利擁護センター 東部事務所	昭和、緑、名東、天白	803-6100
障害者・高齢者権利擁護センター 西部事務所	西、中村、中、中川	433-6580

名古屋市成年後見あんしんセンター

※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

名 称	問 合 せ	電 話	FAX
名古屋市 成年後見あんしんセンター	月～金曜日（土日・祝日・年末年始は除く） 午前9時～午後5時	856-3939	919-7585

愛知県弁護士会名古屋法律相談センター

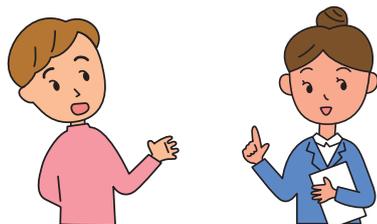
※電話番号・FAXの市外局番は「052」です

名 称	問 合 せ（予約電話の受付時間）	予 約 受 付 電 話
愛知県弁護士会 名古屋法律相談センター	午前9時10分～午後4時30分 ※法律相談は事前予約制です。	565-6110

住宅確保要配慮者居住支援法人

(名古屋市内を支援業務区域とする法人)

住宅確保要配慮者
居住支援法人ってなに？



居住支援法人とは、都道府県知事の指定を受け、住宅確保要配慮者の方を対象に、主に以下の支援を行うNPO法人などの民間団体となります。

- ①賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、相談
- ②見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
- ③セーフティネット住宅の家賃債務保証に関する業務 など

※支援の対象や内容・費用負担の有無などは、法人により異なりますのでご注意ください。

サポート内容などの詳細は
直接各法人へお問い合わせください。

[支援対象者:★=主たる対象者]

【指定番号】愛知第01号 特定非営利活動法人 たすけあい名古屋 居住支援担当 	住 所	名古屋市緑区鳴子町1-6 鳴子団地80号棟001号室	連絡先	TEL:052-892-0281
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(保証人・緊急連絡先の引き受け支援)		
	支援対象者	★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者		
【指定番号】愛知第02号 公益社団法人 愛知共同住宅協会 見守り大家さん ヘルプライン 	住 所	①名古屋市中区橘一丁目26-18 ②豊田市西町1-4(豊田支部)	連絡先	TEL:0120-279-083
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 10:00～16:00		
	相談方法	電話		
	サポート内容	入居相談		
	支援対象者	★低額所得者 ★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★その他		
【指定番号】愛知第03号 ホームネット株式会社 居住支援担当 	住 所	東京都中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅前ビル19階	連絡先	TEL:0120-460-560
	相談日時	月曜日・水曜日(祝日を除く) 9:00～18:00		
	相談方法	電話		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介)		
	支援対象者	★高齢者		

【指定番号】愛知第04号 特定非営利活動法人 あたたかい心 居住支援担当 	住 所	名古屋市瑞穂区新開町24-49 キャノンピア堀田2F	連絡先	TEL:052-602-5233
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日も可) 10:00～16:00		
	相談方法	電話 面接 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介)		
	支援対象者	被災者 ★高齢者 ★障害者 子育て世帯 DV被害者 生活困窮者		
【指定番号】愛知第05号 特定非営利活動法人 介護サービスさくら 居住支援担当 	住 所	名古屋市名東区高針荒田1011	連絡先	TEL:052-753-9982
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 10:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(緊急連絡先引受け・退去相談)		
	支援対象者	低額所得者 被災者 ★高齢者 障害者 子育て世帯 DV被害者 生活困窮者		
【指定番号】愛知第07号 特定非営利活動法人 ノッポの会 居住支援担当 	住 所	名古屋市西区平出町28	連絡先	TEL:052-509-5621
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～18:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介)		
	支援対象者	低額所得者 ★高齢者 障害者 子育て世帯		
【指定番号】愛知第08号 社会福祉法人 共生福祉会 ソーネ居住支援 センター	住 所	名古屋市北区山田二丁目11-62 大曾根住宅1棟1階	連絡先	TEL:052-910-9101
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日も可) 10:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 家賃債務保証(賃貸保証会社との協定による家賃債務保証の確保) 見守り・生活支援 その他(緊急連絡先引受け)		
	支援対象者	★低額所得者 ★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★児童養護施設退所者 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★その他刑余者など		
【指定番号】愛知第14号 一般社団法人 家財整理相談窓口 	住 所	東京都中野区中野2丁目24番11号 住友不動産中野駅前ビル19階	連絡先	TEL:0120-166-077
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～18:00		
	相談方法	電話 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(転居等に伴う家財整理)		
	支援対象者	低額所得者 被災者 ★高齢者 子育て世帯 外国人 その他		
【指定番号】愛知第17号 NPO法人 ファミリーステーションRin 居住支援Smairin 	住 所	日進市香久山1丁目601 Chip in 香久山203号室	連絡先	TEL:080-2626-4380
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介)		
	支援対象者	低額所得者 ★子育て世帯 ★DV被害者 ★その他(ひとり親家庭)		
【指定番号】愛知第18号 株式会社くらしケア 居住支援担当 	住 所	名古屋市千種区小松町六丁目11番地3 レスカール大久手102	連絡先	TEL:052-715-7061
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～18:00		
	相談方法	電話 ホームページ LINE公式アカウント		
	サポート内容	賃貸住宅など住まいと土地建物など不動産に関する相談、相続などの手続きに関する 相談、見守り・生活支援、家賃債務保証(提携先紹介)、医療福祉サービス紹介		
	支援対象者	★障害者 ★高齢者 子育て世帯 被災者 その他		

【指定番号】愛知第20号 社会福祉法人 名古屋市 社会福祉協議会 居住支援担当 	住 所	名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5F	連絡先	TEL:052-911-3193
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援		
	支援対象者	★低額所得者 ★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★その他		
【指定番号】愛知第21号 特定非営利活動法人 くらし応援ネットワーク 居住支援担当 	住 所	名古屋市中区平和一丁目15-22 総合福祉スペースWACA1F	連絡先	TEL:052-684-7243
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～18:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(サブリース、緊急連絡先の引き受け支援)		
	支援対象者	高齢者 ★障害者 ★矯正施設退所者 ★児童養護施設退所者 ★生活困窮者		
【指定番号】愛知第22号 一般社団法人 JAWS 居住支援担当 	住 所	愛知県半田市有楽町六丁目62番地	連絡先	TEL:0120-987-618
	相談日時	月曜日～金曜日 午前9時～午後6時		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 不動産屋への同行支援 緊急連絡先の確保 見守り・生活支援 その他(就労支援、死後事務委任契約など)		
	支援対象者	低額所得者 被災者 ★高齢者 ★障害者 子育て世帯 外国人 DV被害者 生活困窮者 ★保護観察対象者等		
【指定番号】愛知第24号 株式会社トビラ 居住支援法人担当 	住 所	長久手市作田二丁目809	連絡先	TEL:0561-63-6554
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介)		
	支援対象者	★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★DV被害者		
【指定番号】愛知第26号 一般社団法人 アチーブ achieve 居住支援担当 	住 所	名古屋市北区大曾根三丁目10番7号 リニアビル208号	連絡先	TEL:050-3612-7924
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日除く) 9:30～13:30、18:00～20:00		
	相談方法	電話 面接 メール		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(緊急連絡先の引き受け支援)		
	支援対象者	★障害者 ★生活困窮者 ★保護観察対象者等 ★児童養護施設退所者		
【指定番号】愛知第28号 株式会社 mirasuma 	住 所	名古屋市東区泉一丁目3番地41号	連絡先	TEL:052-961-3375
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:15～17:15		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援		
	支援対象者	★低額所得者 高齢者 障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者		

【指定番号】愛知第30号 特定非営利活動法人 LivEQuality HUB 居住支援担当 	住 所	名古屋市東区東桜二丁目4番9号 ナゴヤビル203号室	連絡先	TEL:050-1741-9674
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00		
	相談方法	LINE メール 電話		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援		
	支援対象者	★子育て世帯 外国人 DV被害者		
【指定番号】愛知第31号 リーブル株式会社 	住 所	名古屋市中村区名駅4丁目24番5号 第2森ビル401	連絡先	TEL:090-6575-9915
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(緊急連絡先引受け支援)		
	支援対象者	★低額所得者 被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★その他		
【指定番号】愛知第32号 合同会社signs 居住支援担当	住 所	名古屋市中川区戸田明正二丁目2414番地	連絡先	TEL:052-870-9453
	相談日時	月曜日～金曜日 9:30～18:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(緊急連絡先の引き受け支援)		
	支援対象者	★低額所得者 被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 DV被害者 ★生活困窮者		
【指定番号】愛知第33号 一般社団法人 障害児未来サポート 居住支援担当 	住 所	名古屋市千種区汁谷町55番地	連絡先	TEL:080-3684-9801
	相談日時	8:00～12:00(月・水・木・金・土)		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(ナップ賃貸保証株式会社) その他(緊急連絡先、就労支援、障害福祉サービス紹介)		
	支援対象者	低額所得者 被災者 高齢者 ★障害者 子育て世帯 DV被害者 生活困窮者 その他		
【指定番号】愛知第34号 株式会社THANK 居住支援担当	住 所	名古屋市天白区一本松1丁目1209 ピラ三秀植田401号	連絡先	TEL:052-990-2030
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～19:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 その他(緊急連絡先の引き受け支援)		
	支援対象者	★低額所得者 ★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★その他		
【指定番号】愛知第35号 ジャパンマインド 株式会社 居住支援担当	住 所	名古屋市緑区桃山4-338 グロリアス緑区桃山404号	連絡先	TEL・FAX:052-876-8144
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日除く) 10:00～17:00		
	相談方法	電話 FAX		
	サポート内容	入居相談 不動産屋への同行支援 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(配食サービス)		
	支援対象者	低額所得者 被災者 ★高齢者 障害者 ★子育て世帯 外国人 DV被害者 生活困窮者 その他		

(2024年10月末現在)



入居者のことが
心配になったら・・・

ご存じでしたが、

「公益社団法人愛知共同住宅協会」見守り大家さんを。

見守り大家さんの活動とは

かつては、「大家といえば、親も同然」と言われていました。そのような大家さんは、もういないのでしょうか。いいえ、そんなことはありません。入居者の暮らしに目配りして、困ったときは手を差し伸べる、そんな大家さんは今でもたくさんいます。

愛知共同住宅協会は、そのような「見守り大家さん」を応援しています。そして、見守り大家さんとともに、住まいについて困っている方のお役に立ちたいと願っています。

住まいに困っている方も

入居者のことが心配な大家さんも

住まいについての相談をお受けします！

見守り大家さんヘルプライン

つなぐ おおやさん
TEL: 0120 (279) 083
平日 午前10時～午後4時



公益社団法人愛知共同住宅協会とは

民間賃貸住宅(貸家、アパート、マンション等)の品質向上を通じて、県民の皆さんに安全、安心、快適な住まいを提供することをめざし、昭和52年に設立された公益法人です。名古屋・豊田地域の大家さんを中心として、約310名の会員がいます(令和6年10月末現在)。

平成30年には、愛知県から居住支援法人の指定を受けています。

本 部

〒460-0016 名古屋市中区橋一丁目26番18号(Dフラット東別院306号室)
TEL:052-324-8488 FAX:052-324-8388
受付時間 平日 午後1時～午後5時

豊田支部

〒471-0025 豊田市西町一丁目4番地(豊田市アパート協同組合内)
TEL:0565-32-5006 FAX:0565-32-5008
受付時間 平日/午前9時～午後5時(正午～午後1時除く)
土曜・祝日/午前9時～午後3時(正午～午後1時除く)

作 成

名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会

事務局

名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL:052-972-2772 FAX:052-972-4172